

## Client Alert

15 May 2026

## 米国司法省が新たに統一的な企業犯罪の執行及び自主申告ポリシーを公表

本アラートに関する  
お問い合わせ先



井上 朗

パートナー

03 6271 9463

[akira.inoue@](mailto:akira.inoue@bakermckenzie.com)

[bakermckenzie.com](http://bakermckenzie.com)



茨城 敏夫

パートナー

03 6271 9507

[toshio.ibaraki@](mailto:toshio.ibaraki@bakermckenzie.com)

[bakermckenzie.com](http://bakermckenzie.com)



葉原 里枝

アソシエイト

03 6271 9762

[rie.kuwabara@](mailto:rie.kuwabara@bakermckenzie.com)

[bakermckenzie.com](http://bakermckenzie.com)

2026年3月10日、米国司法省（以下、「DOJ」）は、新たに Corporate Enforcement and Voluntary Disclosure Policy（以下、「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」）を公表した。公表にあたり、DOJ 副長官トッド・ブランシュ (Todd Blanche) 氏は、「DOJ は透明性 (transparency) と公平性 (fairness) を重視しており、今回初めて司法省の組織全体を対象として策定した企業犯罪の執行方針は、その一例です」と述べている。同ポリシーは、連邦犯罪を DOJ に自主的に申告し、DOJ の捜査に協力した違反企業に対し、どのような減免措置を付与するかについて、DOJ 内で統一的かつ一貫した基準を示そうとする点に大きな意義があり、執行の予見可能性を高めるものとして評価されている<sup>1</sup>。

### 1. 沿革及び適用範囲

今回公表された「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」の意義を正しく理解するには、連邦法の違反企業による自主申告を促すために DOJ 内でこの 10 年にわたり継続的に進められてきた取組みを踏まえることが重要である。

具体的には、DOJ 本省の刑事局詐欺課 (Criminal Division Fraud Section) が 2016 年 4 月に FCPA (Foreign Corrupt Practices Act) 違反事件における国際的な捜査対応の必要性等の特性を考慮して導入した FCPA 事案を対象とした時限的なパイロット・プログラムに始まる。2016 年 4 月以前にも、刑事局詐欺課では、FCPA 違反を自主的に申告し全面的な捜査協力をした違反企業に対して、ケースバイケースの判断で、不起訴処分又は連邦量刑基準の罰金の下限額を大幅に下回る制裁金の決定等の特別の恩恵措置を与える事案はあったが、かかるプログラムは、そのような恩恵措置が付与されるための要件の明確化及び透明化を図り、違反企業からより一層の自主申告及び捜査協力を引き出すことを意図したものであった。その後、同プログラムは 2017 年 12 月に連邦検察官マニュアル (現在の司法マニュアル (Justice Manual)) に FCPA Corporate Enforcement Policy として組み込まれ恒常化された。

さらに、2022 年 9 月、当時の DOJ 副長官リサ・O・モナコ (Lisa O. Monaco) 氏は、DOJ の内部通達文書 (いわゆる Monaco メモ) で、DOJ 本省の各部局及び連邦検察局に対して、Monaco メモで示される基本原則に沿って違反企業による自主申告を奨励するための方針を見直し、仮に自主申告に関する正式な書面による方針を設けていない場合には、新たに策定することを求めた。これを受けて、例えば、2023 年 1 月には刑事局が FCPA Corporate Enforcement Policy を Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy として改訂し、FCPA 事案だけではなく同局が所管する全ての連邦犯罪に適用されることを明確にし、同年 2 月には、DOJ 本省の各

<sup>1</sup> 詳細については、元 DOJ 副長官のロッド・ローゼンスタイン (Rod J. Rosenstein) を含むベーカー・マッケンジー ワシントン DC オフィスの専門家が発行する以下の英文クライアントアラートを参照されたい。

<https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2026/03/united-states-doj-increases-certainty-for-companies-disclosing-wrongdoing>



部局がそれぞれ独自に自主申告に関する方針を設けている場合には原則としてそれに従うことを前提としつつ、全米の連邦検察局に適用される統一的な方針として United States Attorneys' Offices Voluntary Self-Disclosure Policy が整備された。

このように、DOJ では、違反企業による自主申告及び捜査協力を奨励するための企業犯罪の執行方針の整備が、段階的かつ組織横断的に進められてきた。もともと、それらの方針は基本的には Monaco メモで示された基本原則に沿ってはいたものの、DOJ 本省の各部局及び連邦検察局が定める各方針の間には、「任意の自主申告」の該当性をはじめ、不起訴処分等の特別の恩恵を享受するための要件に若干の相違が存在していた。そのため、事案を担当する DOJ 内の組織の違いによる判断の不確実性のリスクが指摘されていた。また、それらの方針を作成する際に DOJ の特定の高官名義で発出された内部通達文書(メモランダム)で示された目的や解釈が、その比較的短い在任期間を超えて、将来にわたり適用され続けるのかという点についても、不透明さが残されていた。

そこで、「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」が、DOJ 反トラスト局が取り扱う連邦反トラスト法(独占禁止法)違反事案を除く<sup>2</sup>、全ての連邦刑事事件に適用され、これまで DOJ の各部局及び連邦検事局が個別に採用してきた方針に優先するものとして策定された。

## 2. 違反企業に対する執行方針の概要

「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」では、違反企業が自主申告等に基づき得られる 3 種類の恩恵をその要件とともに簡潔に整理している。

### i. 不起訴処分(Declination)

DOJ は、違反企業が、以下の 4 つの要件を満たす場合に不起訴処分とする。

- a) DOJ に「任意の自主申告」(voluntary self-disclosure)の要件を満たす形で違反行為を申告すること
- b) 捜査に「全面的な協力」(full cooperation)をすること
- c) 違反行為に対し、「適時かつ適切な是正措置 (timely and appropriate remediation)」を講じること
- d) 「加重事由」(aggravating circumstances) (違反行為の悪質性・規模、重大な被害又は企業の再犯)が存在しないこと、又は「加重事由」が存在する場合であっても、連邦検察官が当該事案の性質・程度その他の要因を総合的に考慮した結果、不起訴が相当であると判断すること

### ii. 不起訴合意(Non-prosecution agreement)

DOJ は、違反企業が、「任意の自主申告」の要件を満たさない場合、又は違反行為に「加重事由」が存在し、その内容を踏まえて刑事処分が相当と判断される場合でも、当該企業が以下の対応を行ったときは、不起訴合意の司法取引を提示する。

- a) DOJ に違反行為を誠実に申告すること
- b) 捜査に「全面的な協力」(full cooperation)をすること

---

<sup>2</sup> 連邦反トラスト法違反事件には、依然として DOJ 反トラスト局の Leniency Policy (リニエンス・プログラム)が適用される。

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20260316\\_ClientAlert\\_Antitrust\\_Competition\\_J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20260316_ClientAlert_Antitrust_Competition_J.pdf)



- c) 違反行為に対し、「適時かつ適切な是正措置」(timely and appropriate remediation)を講じること

DOJ は、かかる処分をニアミス(Near Miss)と呼び、違反企業に対し、以下の内容の処分を科す。

- 不起訴合意(一般的に違反企業が刑事責任を認める一方で、連邦検察官は刑事訴追を行わない旨の合意)の締結
- 不起訴合意の拘束期間は3年未満
- 独立したコンプライアンスモニター(independent compliance monitor)の選任は不要
- 連邦量刑ガイドライン(US Sentencing Guidelines)に基づき通常想定される罰金額から50%~75%減額された罰金の支払(連邦量刑ガイドラインの最低推奨額の約25%に相当する罰金)

### iii. その他の処分

違反企業が上記の不起訴処分又は不起訴合意の対象とならない場合、DOJ は適切な執行措置を決定する裁量権を有する。そして、「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」においては、違反企業が捜査に全面的に協力し、違反行為を適時かつ適切に是正した場合、連邦量刑ガイドラインの下限から最大50%の罰金の減額措置の推定が設けられている。他方、違反企業が捜査協力又は違反行為の是正措置の要件を満たさない場合には、DOJ は、連邦量刑ガイドラインの範囲内で、より高い罰金額を算定する可能性がある。

## 3. 要件の明確化

「DOJ 企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」の別紙(Appendix)では、「任意の自主申告」(voluntary self-disclosure)、「全面的な協力」(full cooperation)及び「適時かつ適切な是正措置(timely and appropriate remediation)」の要件を満たすか否かを判断するに当たり考慮される要素が、チャート図や用語の定義を通じて詳細に示されている。

### i. 任意の自主申告(Voluntary self-disclosure)

違反企業による違反行為の申告が「任意の自主申告」と認められるためには、以下の5つの条件を満たす必要がある。

- a) 適切な DOJ の部局に対して、誠実に申告を行うこと
- 不適切な部局に対して申告が行われた場合であっても、その後、当該違反事案が適切な部局に共有されたときは、「任意の自主申告」と認められる。
  - DOJ 以外の連邦当局、州政府又は地方自治体の機関又は民事執行機関への申告は原則として認められないが、当該申告が状況に照らして適切であると判断される場合には、例外的に「任意の自主申告」として扱われることがある。
- b) DOJ に認知されていなかった違反行為であること
- 内部告発者が DOJ と違反企業の双方に通報した場合であって、違反企業が当該通報を受領してから120日以内に DOJ へ申告を行ったときは、例外的に、「任意の自主申告」として認められる。
- c) DOJ に違反行為を開示すべき法的又は契約上の義務が申告時点で存在していないこと



d) 「強制的な開示又は政府による捜査が差し迫った」段階に至る前に申告が行われること

e) 違反行為を認識してから、合理的に速やかな期間内に申告が行われること

## ii. 全面的な協力(Full cooperation)

違反企業が、司法マニュアル(Justice Manual)に定められた捜査協力に対する減免措置の枠組みに従い、かつ以下の6つの条件を満たす場合、当該違反企業の対応は「全面的な協力」と評価される。

a) 関連する全ての事実及び秘匿特権の対象とならない証拠を、適時、誠実かつ正確に開示すること

b) DOJから特段の要請がない場合であっても、関連事実を積極的に開示すること

c) 関連文書及びその情報源を適切に収集、保全し、開示すること

d) 外国法(個人情報保護法等)により情報開示が制限される場合には、合理的な代替手段を提示すること

e) 違反企業による社内調査手続(関係者へのヒアリング等)が、DOJの捜査の障害とならないように調整すること

f) 違反企業の役員、従業員及び代理人がDOJによる事情聴取に協力するようにすること

## iii. 適時かつ適切な是正措置(Timely and appropriate remediation)

違反企業が、以下の5つの基準を満たす場合、その是正措置は「適時かつ適切な是正措置」と評価される。

a) 違反行為の根本原因を分析し、その原因に対処していること

b) 効果的なコンプライアンス・プログラムを整備していること

c) 過失又は職務懈怠が認められる従業員等に対し、適切な懲戒処分を行っていること

d) 適切な業務記録を保存していること

e) 違反行為の重大性を認識し、その責任を受け入れた上で、再発防止及びリスク低減に向けた追加的措置を講じていること

## 4. 結語

「DOJ企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」は、DOJの企業訴追に関する裁量について統一的な基準を示そうとしている点で有益な指針と言える。一方で、違反企業が自主申告及び捜査協力を行う上での不確実性が全て解消されたわけではない。不起訴処分や司法取引に代表されるDOJの裁量に基づく刑事処分の決定は原則として司法審査の対象とならないため、企業がその決定に不服を有する場合であっても、裁判所の判断を仰ぐことができないためである。

DOJに対して連邦法の違反行為の自主申告を検討する企業は、様々な要素を踏まえた総合的な評価を行う必要があることから、事前に米国法弁護士に相談の上、「DOJ企業犯罪の執行及び自主申告ポリシー」に定められた各要件を慎重に検討する必要がある。

以上